

決算審査特別委員会意見書

今回審査した平成28年度決算は、復興・創生期間のスタートに向け、第3次復興計画及び人口減少対策を総合的に進めるために策定した「ふくしま創生総合戦略」を着実に推進するため編成された当初予算に加え、その後、新たな課題に対処するための5度にわたる補正予算により、歳入・歳出とも平成23年度に次いで過去2番目の規模となった。

本委員会は、当該予算の趣旨を踏まえ、復興・創生のための事業が迅速かつ適切に執行され、併せて行財政の円滑なる運営と経営健全化が図られているかなどの観点から審査を行った。その結果、平成28年度の予算執行は、普通会計、企業会計とも、議会の議決の趣旨に添い、おおむね適正に執行されたものと認められる。

なお、各会計において、改善または検討を必要とする事項は、次のとおりである。

◎普通会計について

本県の厳しい財政状況の中であって、第3次復興計画及び「ふくしま創生総合戦略」の着実な推進及び行財政の円滑なる運営を図っていくため、次の事項に留意の上、事務事業に取り組むべきである。

1 財源の確保について

- (1) 一般財源総額の確保が予断を許さない状況にある中、復興と地方創生に係る多様かつ膨大な財政需要等に対応するため、引き続き「原子力災害等復興基金」を始めとした各種基金を有効活用するなど、必要な財源の確保に努めること。
- (2) 収入未済については、県税においては組織的な徴収対策などにより減少しているものの、全体としては依然として多額に上っている。このため、適切な初期対応により新たな収入未済の発生防止を図るとともに、負担の公平性、公正性を堅持する観点から、市町村・関係機関等との連携を強化しながら、その実態に応じた適正な債権管理と積極的な徴収対策を講じ、その縮減を図ること。

2 事業執行について

- (1) 復興・創生に向けた事業を中心に繰越額や不用額が多額に上っているが、震災から6年が経過し、産業の再生や県民の安全・安心確保のためには事

業の早期完了が必要であることから、適正な予算編成のもと、より計画的な事業管理及び執行を図り、繰越額及び不用額の縮減に努めること。

- (2) 不適切な事務処理の発生防止のため、事務事業の実施に当たっては、発生し得るリスクを十分に分析し、単に複数職員による形式的なチェックにとどまらず、リスクの高低に応じた実質的なチェック体制とすること。

併せて、補助金の不正受給事案が発生していることから、補助事業や委託事業については、申請者の負担軽減や速やかな交付手続きに配慮しつつも、事業の各段階においてより適正な事務処理に努めること。

- (3) 県有財産について、特に庁舎や教育関係施設は災害時の拠点ともなることから、老朽化への対策を講じるなど、適正な管理に努めること。また、復興公営住宅の入居率の向上に努めること。

3 業務執行体制について

復興・創生期間における取組の中で生じる様々な課題に迅速かつ的確に対応するため、必要な人員確保に努め、引き続き、職員の健康に配慮しつつ、業務量を考慮した適正な配置を図るとともに、職員の資質向上に必要な研修機会を確保するなど、業務執行体制の充実・強化に努めること。

◎工業用水道事業会計について

前年度と同様に黒字決算となったものの、依然として多額な企業債残高を有しているとともに、工業用水道施設・設備については老朽化による更新や修繕等に伴う資金需要が今後も見込まれていることから、経営環境としては依然として厳しい状況にある。そのため、中長期的な経営見通しの適切な把握や更なる経営の合理化・効率化を推進しながら、次の事項に留意の上、事業運営に取り組むべきである。

- 1 好間工業用水道については、多くの未売水を抱え、一般会計からの補填を受けるなど厳しい経営状況にあることから、未売水の解消に向け、関係機関と連携し、新たな需要の開拓に努めること。

また、事業開始時の合意に基づくいわき市への円滑な事業譲渡の実現に向け、具体的な協議を進めること。

- 2 相馬工業用水道については、現在施工中の第2期整備事業の完成に向け、拡大する施設・設備の給水能力に見合った契約水量の確保に努めること。
- 3 工業用水道施設・設備の整備については、安定給水の確保とともに、より災害に強い施設となるよう、工業用水道事業中長期計画に基づいた耐震改修

や管路の複線化、老朽施設の改築などの着実な実施に努めること。

◎地域開発事業会計について

本事業は、本県への企業立地を誘引し、雇用の新規創出等により地域の振興に寄与してきたが、近年は他地域との競合により当初の原価を下回る販売価格とせざるを得ないなどの要因が発生し、極めて厳しい経営状況となっていることから、次の事項に留意の上、事業運営に取り組むべきである。

- 1 造成済み未分譲地については、企業誘致による雇用の創出や地域経済の活性化を通じた地域振興や復興促進を図るためにも、引き続き、未分譲地の速やかな販売に努めること。

また、いわき四倉中核工業団地第2期区域については浜通りの復興の加速化に向けて大きな期待が寄せられていることから、造成工事の施工管理を適切に進めるとともに、工事の完成を待つことなく積極的な販売活動を行い、収入の確保に努めること。

- 2 多額の累積欠損金及び企業債残高を抱えていることから、経営の合理化・効率化を図ることはもとより、企業債償還財源を確保できない状況を踏まえ、それらの解消に向けた処理について、関係部局等と連携しながら着実に進めること。

◎県立病院事業会計について

医業収益の減少等により収支差補填額が増加し、累積欠損金も増加するなど依然として厳しい経営状況が続いている。

このため、平成29年3月に策定した「新たな県立病院改革プラン」に基づき、経営改善に資する具体的な施策を実施しながら、県民や地域に期待され、信頼される医療機関として良質な医療の提供と健全な病院経営を実現するよう、次の事項に留意の上、取り組むべきである。

- 1 中山間地域の救急医療等の提供、先進的な精神科医療及び震災からの復興・創生を支える安心な医療の提供など、政策医療を担う県立病院の使命を踏まえ、県立医科大学等と連携し医師の安定的確保を図り、質の高い医療の提供に努めること。

また、収益確保と費用削減の徹底による一般会計からの収支差補填額の圧縮に努めること。

- 2 医業未収金については、訪問徴収の実施や弁護士法人への回収委託等により全体として減少傾向にあるものの、依然として多額に上っているため、未

収金の早期回収及び発生防止に努めること。

- 3 大野病院附属ふたば復興診療所や平成30年4月開院予定のふたば医療センター（仮称）については、診療内容の充実に努めるとともに、休止中の大野病院については、双葉地域の医療再生に向け、関係町村等の意向を踏まえながら今後の方向性等について検討すること。
- 4 建物解体工事終了後の旧県立病院跡地について、関係機関との協議を進め、速やかな処分に努めること。